



地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

背景

種の保存法改正による特定第二種国内希少野生動植物種制度、認定希少種保全動植物園等制度の創設等に伴い、地域・民間・動植物園等による希少種保全活動をより一層促進する必要



1.国内希少種の保全活動への支援【強化】

地域・民間等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全活動を支援する

- ※1 2020年までに新たに約300種の国内希少種を、2030年までに特定第二種を含めて約300種を新たに指定予定
- ※2 分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動を対象とする
- ※3 複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に支援する



2.動植物園等による生息域外保全の支援【追加】

動物園・植物園・水族館等が主体となって実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取組を支援する

- ※1 改正法に基づく認定を受けた動植物園等を優先的に支援する
- ※2 飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援する



3.地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援【継続】

下記①～④のいずれかに該当する活動であって、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

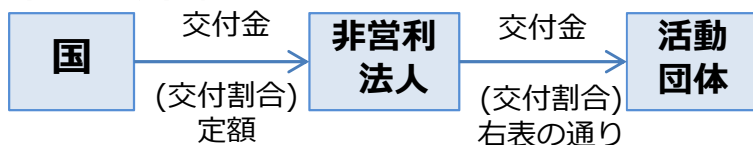
- ①外来生物対策
- ②重要地域の保全・再生
- ③生態系ネットワークの構築
- ④地域・民間の連携促進活動への支援



事業内容

事業スキーム

<間接補助事業>



交付対象事業

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動

- 1.国内希少野生動植物種保全対策事業【強化】
- 2.国内希少野生動植物種生息域外保全【追加】
- 3.生物多様性保全推進支援事業【継続】
 - ①特定外来生物防除対策、②生物多様性保護地域保全再生、③広域連携生態系ネットワーク構築、④地域民間連携促進事業

交付対象者・交付割合

	交付対象者	交付割合
1	地方公共団体・NPO法人・民間企業等（NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認）	定額補助（分布状況調査・保全計画策定は上限3,000千円、生息環境改善等は上限1,500千円）
2	動物園・植物園・水族館等	1種あたり2,000千円を上限とする定額補助
3	地域生物多様性協議会等（地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成）	1 / 2 以内